

# 2022 年度『合格講座講義録』に対する「出題の状況」の加筆につきまして

2022 年 4 月 7 日

LEC 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2022 年度行政書士試験向け講座の使用教材である『合格講座講義録』の憲法・基礎法学、民法 I (総則・物権)、民法 II (債権・家族法)、行政法 I (総論・手続法) は、2021 年 11 月 14 日に実施された 2021 年度本試験よりも前に制作したものです。

そこで、2021 年度本試験の「出題の状況」につきまして、下記のように加筆をお願いします。

## GU22001 『2022 行政書士試験 合格講座講義録【憲法・基礎法学】』

(p. 63) 「1. 幸福追求権」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		○	○	○					○

(p. 66) **判旨**、上から 2 行目

でも保護されるべきことを規定している。そして、個人の私生活上の自由の ⇒ 2021-4-1

(p. 67) **MEMO**、上から 1 行目

自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影について、現に犯罪 ⇒ 2021-4-4

(p. 106) 「2. 信教の自由」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
				○			○		○

(p. 116) **判旨**、下から 3 行目

国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に ⇒ 2021-5-1

(p. 117) **判旨**、上から 10 行目

行われている。また、本件氏子集団は、宗教的行事等を行うことを主たる目的 ⇒ 2021-5-5

(p. 177) 「3. 令状主義」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
									○

(p. 178) **MEMO**、上から 1 行目

(i) 判例は、憲法 35 条「の保障対象には、『住居、書類及び所持品』に ⇒ 2021-4-2

(p. 211) 「1. 国会の地位」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○	○							○

(p. 214) 「(2) 「唯一」の意味」、本文、上から1行目

「唯一」という文言は、① 国会中心立法の原則(= 国の行う立法は、憲法に ⇒ 2021-6

(p. 246) 「1. 司法権」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○		○	○	○

(p. 261) **関連知識を CHECK!**、【最大判平 23. 11. 16】(表)

② 裁判官でない裁判員が裁判体の構成員となる裁判員制度は、その仕組み ⇒ 2021-41

(p. 300) 「3. 法源」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○				○	○	○	○		○

(p. 301) 「(3) 特別法優先の原則」、本文、上から6行目

特別法優先の原則は、特別法が旧法で、一般法が新法である場合にも妥当 ⇒ 2021-2-4

(p. 320) 「7. 法の効力」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
									○

(p. 321) 「(b) 日本国籍の船舶や航空機内」、本文、上から1行目

法令が領土外に拡がって適用される場合である (刑法1条2項参照)。 ⇒ 2021-2-3

(p. 322) 「(b) 施行」、本文、上から2行目

法律については、別段の施行期日が定められていないときは、公布の日 ⇒ 2021-2-2

(p. 323) 「(a) 明示の廃止」、本文、上から3行目

また、法令には、あらかじめ施行期間を限定する期限付き立法によって ⇒ 2021-2-5

**GU22002 『2022 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅰ 総則・物権】』**

(p. 9) 「3. 行為能力」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○			○			○		○	○

(p. 20) 下から 2 行目

\* 未成年者・成年被後見人は意思表示の受領能力がないので、未成年者・成年被後見人 ⇒ 2021-27-5

(p. 22) 「5. 不在者の財産管理」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
									○

(p. 22) 本文、下から 5 行目

不在者が財産管理人を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係 ⇒ 2021-28-2

(p. 23) 「6. 失踪宣告」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○									○

(p. 24) 【普通失踪と特別失踪】(表)

普通失踪	「失踪期間が満了した時」	⇒ <u>2021-28-4</u>
------	--------------	--------------------

(p. 24) MEMO、上から 1 行目

失踪宣告は、失踪者の権利能力まで消滅させるものではない。失踪者 ⇒ 2021-28-5

(p. 111) 「2. 物権の効力」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
					○	○			○

(p. 114) 関連知識を CHECK !、上から 2 行目

土地上に不法占拠建物が存在する場合、土地の所有者がその建物について ⇒ 2021-29-2

(p. 114) 関連知識を CHECK !、上から 5 行目

もつとも、他人の土地に自らの意思に基づいて登記を得て建物を所有し ⇒ 2021-29-1

(p.117)「2. 不動産物権変動と177条」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○							○	○

(p.134) 本文、下から5行目

もつとも、当該相続人は、法定相続分を超える部分の権利の承継につ ⇒ 2021-35-ア

(p.170)「2. 留置権」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○		○		○			○	○

(p.171) **関連知識をCHECK!** (表) (▼ **訂正** 文中に「が」を追加してください。)

① 不動産が二重売買され、第1売買の買主Bが当該不動産の引渡しを ⇒ 2021-30-5

(p.172)「(4) 要件④：占有が不法行為によって始まった場合ではないこと」、本文、上から6行目

また、占有開始原因が不法行為でなくても、占有継続中に占有権原を失っ ⇒ 2021-30-3

(p.173) 本文、上から2行目

することができる。例えば、売買契約の目的物を留置されている買主が ⇒ 2021-30-4

(p.173)「(2) 留置権者の権利義務」(表)

**善管注意義務** 留置権者は、善良な管理者の注意をもって留置物を保管し ⇒ 2021-30-1

**使用収益権** 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、 ⇒ 2021-30-2

(p.174)【留置権の消滅原因】(表)

① 留置権者の義務違反による消滅請求 ⇒ 2021-30-2

(p.184)「5. 抵当権」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○	○		○	○	○	○	○	○

(p.190) 上から9行目

を理由に、(i) 賃借人の「占有権原の設定に抵当権の実行としての競売手続を ⇒ 2021-29-4

**GU22003 『2022 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』**

(p. 222) 「2. 債務不履行による損害賠償」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
			○	○					○

(p. 224) 【履行期と履行遅滞】(表)

不確定期限	期限の到来した後に履行の請求を	⇒ <u>2021-31-エ</u>
期限を定め	履行の請求を受けた時(412条3)	⇒ <u>2021-31-オ</u>

(p. 236) 【金銭債務の特則】(表)

Ⅱ	金銭債務の不履行についての損害賠償については、債権者は、損害の証	⇒ <u>2021-31-ア</u>
Ⅲ	金銭債務の不履行についての損害賠償については、債務者は、不可抗	⇒ <u>2021-31-ウ</u>

(p. 237) 「3. 責任財産の保全」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○	○		○					○

(p. 239) **MEMO**、下から2行目

権でなくてもよく、登記請求権、取消権、解除権(大判大8.2.8)、相殺権(大判昭 ⇒ 2021-32-1)

(p. 240) 「(c) 要件③(被保全債権が履行期にあること)」、本文、上から2行目

債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使すること ⇒ 2021-32-2

(p. 242) 「(c) 債権者への支払・引渡し」、本文、上から1行目

債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の ⇒ 2021-32-3

(p. 242) 「(3) 債権者代位権の効果」、本文、上から1行目

債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利 ⇒ 2021-32-4

(p. 242) 「(3) 債権者代位権の効果」、本文、下から2行目

この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して ⇒ 2021-32-5

(p. 287) 「1. 債権譲渡」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
					○				○

(p. 289) 「□ 例外① — 悪意・重過失の第三者への対抗可能」、本文、上から1行目

譲り受けた債権に譲渡制限の意思表示がされたことを知り、または ⇒ 2021-45

(p. 331) 「2. 契約の成立」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
									○

(p. 332) 「(2) 申込みの効力発生時期」、本文、上から1行目

申込みも意思表示であるから、申込みは、相手方に到達した時から ⇒ 2021-27-3

(p. 332) 「(2) 申込みの効力発生時期」、本文、下から5行目

意思を表示したとき、または ② その相手方が承諾の通知を発するまでに ⇒ 2021-27-4

(p. 339) 「4. 契約の効力」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○		○				○	○	○

(p. 343) 「(1) 両当事者に帰責事由のない履行不能」、本文、上から1行目

双務契約において、当事者双方の責めに帰することができない事由に ⇒ 2021-33-ア

(p. 358) 「2. 売買」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○									○

(p. 368) 「ロ 代金減額請求権」、本文、上から1行目

契約不適合がある場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完 ⇒ 2021-33-ウ

(p. 368) 本文、下から2行目

契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、⇒ 2021-33-エ

(p. 369) 「ハ 損害賠償請求権」、本文、上から1行目

契約不適合の場合、買主は、債務不履行に基づく損害賠償請求(415条) ⇒ 2021-33-イ

(p. 371) 「イ 種類・品質に関する契約不適合の場合」、本文、上から1行目

種類・品質に関する契約不適合の場合、買主がその不適合を知った時 ⇒ 2021-33-オ

(p. 437) 「3. 不法行為(一般的不法行為)」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○		○	○		○				○

(p. 442) **MEMO** (1つ目)、上から2行目

消広告、謝罪広告がある。(ii) 判例は、「民法723条にいう名誉とは、⇒ 2021-34-4

(p. 443) 「(4) 過失相殺」、本文、上から5行目

過失相殺をするためには、被害者に事理を弁識するに足りる知能(事理 ⇒ 2021-34-3

(p. 444) **関連知識を CHECK!** (表)

身体的	被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有し	⇒ <u>2021-34-2</u>
-----	--------------------------------	--------------------

(p. 453) 「7. 土地工作物責任(特殊的不法行為④)」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○				○			○		○

(p. 453) 本文、上から1行目

土地の工作物(建物や塀など)の設置・保存に瑕疵があり、そのために ⇒ 2021-46

(p. 515) 「7. 配偶者の居住の権利」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
									○

(p. 516) 「(1) 成立」本文、下から4行目

土地(居住建物の敷地)はその対象とならない。配偶者居住権は、被相続 ⇒ 2021-35-ウ

(p. 516) **MEMO** (2つ目)、上から1行目

配偶者は、家事審判によっても、配偶者居住権を取得することができ ⇒ 2021-35-エ

(p. 518) 「(1) 成立」本文、上から1行目

配偶者短期居住権は、① 配偶者が、② 被相続人所有の建物に、③ 相続 ⇒ 2021-35-イ

GU22004 『2022 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅰ 総論・手続法】』

(p. 8) 「3. 行政法の一般原則」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○	○			○		○			○

(p. 9) 【行政法における信頼保護に関する判例】(表)

工場誘致政策の変更	⇒ <u>2021-8-1</u>
租税法における信義則	⇒ <u>2021-8-2</u>
権限行使を困難	⇒ <u>2021-8-4</u>

(p. 10) **MEMO**、上から1行目

個室付浴場の営業を阻止する目的で、風俗営業取締法(当時)が児童福祉 ⇒ 2021-8-3

(p. 38) 「2. 法規命令」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○				○		○

(p. 40) **関連知識をCHECK!**、上から12行目

「国公共済法附則12条の12第4項及び厚年法改正法附則30条1項は、退職一時金 ⇒ 2021-10-1

(p. 41) **判旨**、下から6行目

規則が文化財的価値のある刀剣類の鑑定基準として、美術品として文化財 ⇒ 2021-10-5

(p. 43) **判旨**、上から3行目

規則120条が原則として被勾留者と幼年者との接見を許さないこととする ⇒ 2021-10-2

(p. 44) **判旨**、下から6行目

4号に準ずる状態が続いているものというべきである。そうすると、施行令 ⇒ 2021-10-4

(p. 45) 【委任命令の合法性に関するその他の判例】(表)

医薬品ネット	⇒ <u>2021-10-3</u>
--------	--------------------

(p. 46) 「3. 行政規則（行政命令・行政規程）」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○			○		○				○

(p. 47) 「2 実体法的統制」、本文、上から1行目

行政規則は法規としての性格を有しないので、法律の授權を要しない。⇒ 2021-25-1

(p. 48) 「3 裁判的統制」、本文、上から2行目

ものではない。そのため、一般的には、通達自体の取消訴訟は認められない ⇒ 2021-25-5

(p. 59) 「4. 行政裁量」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○	○			○	○		○		○

(p. 63) **判旨**、上から1行目

個室付浴場業の開業を阻止することを主たる目的となされた知事の ⇒ 2021-8-3

(p. 64) **判旨**、上から1行目

(1) 高等専門学校が校長が学生に対し原級留置処分又は退学処分を行うかどうか ⇒ 2021-26-ア

(p. 65) **判旨**、上から5行目

学校施設の目的外使用を許可するか否かは、原則として、管理者の裁量に ⇒ 2021-9-オ

(p. 102) 「3 即時強制」、本文、上から7行目

に運び保護する行為（警察官職務執行法3条）や、② 感染症患者の強制入院 ⇒ 2021-42-ア

(p. 103) 「2. 行政罰」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	○	○		○			○		○

(p. 104) 「(1) 意義・特色」、本文、上から1行目

行政刑罰とは、行政上の義務違反に対して、刑法に定めのある刑罰（懲役、⇒ 2021-42-イ・ウ

(p. 105) 「2 秩序罰」、本文、上から1行目

秩序罰とは、行政上の秩序に障害を与える危険がある義務違反に対して ⇒ 2021-42-エ

(p.119)「3. 行政計画」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○						○	○		○

(p.122) **判旨**、上から3行目

また、地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたって継続 ⇒ 2021-8-1

(p.129)「3. 申請に対する処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p.135) 本文、上から1行目

申請により求められた許認可等を拒否する処分をする際には、当該処分 ⇒ 2021-12-2

(p.139)「4. 不利益処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p.142)「(3) 不利益処分の理由の提示」、本文、上から7行目

もともと、「理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合」でも、⇒ 2021-12-3

(p.143) **判旨**、上から1行目

行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を ⇒ 2021-43

(p.158)「5. 行政指導に関する手続」

▼出題の状況

(※「21」の欄に○を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		○	○	○		○	○	○	○

(p.160)「(1) 行政指導の一般原則」、本文、上から6行目

③ 相手方が行政指導に従わなかったことを理由とする不利益な取扱いは ⇒ 2021-13-ア

(p.164)「(4) 行政指導の方式」、本文、上から3行目

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等を ⇒ 2021-13-イ

(p.164)「(4) 行政指導の方式」、本文、下から4行目

行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から、行政指導の ⇒ 2021-13-イ

(p.166)「(a) 行政指導の中止等の求めの対象」、本文、上から1行目

法令違反行為の是正を求める行政指導 (※ その根拠となる規定が法律に ⇒ 2021-44

(p.168)「6. 処分等の求め」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
			○	○			○		○

(p.169)「2 申出を受けた行政庁・行政機関の対応」、本文、上から3行目  
ならない(36条の3第3項)。もともと、行政庁・行政機関には申出応答義務 ⇒ 2021-13-ウ

(p.172)「8. 命令等を定める手続」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○			○	○		○	○	○	○

(p.174) 本文、上から1行目

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、原則として、当該 ⇒ 2021-11-1

(p.174)「(3) 意見公募手続の適用除外」、本文、上から2行目

ことが困難であるときや、②他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた ⇒ 2021-11-2

(p.177)「(b) 命令等を定めないこととした場合」、本文、上から1行目

命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を ⇒ 2021-11-4

(p.178)「9. 適用除外」

▼出題の状況

(※「21」の欄に ○ を付けてください。)

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
○	○	○	○			○	○		○

(p.179)「3 条例等に基づく処分等の適用除外」(表) ⇒ 2021-13-エ

行政法Ⅱ(救済法・地方自治法)、商法・会社法、一般知識は、テキスト本体に  
2021年度本試験の「出題の状況」も掲載しています。

以上の内容をご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部